

(別添2)

戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）

次期「戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）」の課題候補「マテリアルプロセスイノベーション基盤技術の整備」に係るフィージビリティスタディ（FS）実施に関する調査研究

審 査 要 項

1. 審査方法

審査は、外部からの影響を排除し、応募された課題に含まれるアイデアやノウハウ等の情報管理を行う観点から、非公開で行う。

審査期間中に提案の詳細に関する追加資料の提出を求める場合がある。

(1) 形式審査

形式審査は課題候補「マテリアルプロセスイノベーション基盤技術の整備」の研究推進法人を務める国立研究開発法人物質・材料研究機構が、提案が応募の要件を満たしているかについて審査を行う。要件を満たしていない場合は、以降の審査の対象外とする。

(2) 書類審査

書類審査は、プログラムディレクター候補（以下、「PD 候補」という。）等で構成される公募審査委員会が、応募された提案書類を審査し、面接審査の対象となる応募者を選考する。

(3) 面接審査

PD 候補等で構成される公募審査委員会が、面接審査を行う。面接審査には応募者本人が出席する。なお、日本語での面接を原則とし、日本語での面接が困難な場合は、英語での面接も可能とする。

応募者によるプレゼンテーション	30分
質疑応答	30分

2. 評価基準

評価基準（別紙1）に基づき、総合的に審査を行う。

3. 提案の採択・実施者の決定

公募審査委員会による審査結果に基づき、PD 候補及び内閣府の了承を経て、提案の採択・実施者を決定する。

4. 審査結果通知

書類審査の結果は、全ての応募者に対し通知する。面接審査の対象となる応募者には、併せて面接審査の実施要領等を連絡する。なお、形式審査で不備があった応募者についても、その結果を通知する。

面接審査の結果は、面接審査の対象となった全ての応募者に通知する。

採択の過程で、実施内容及び体制の一部変更、提案額の見直し等、応募内容修正等の条件を付す場合がある。

5. 利害関係者の選考への不参加

応募者の利害関係者は選考に関わらない。利害関係者とは、以下の者をいう。

- ✓ 応募者等と親族関係若しくはそれと同等の親密な個人的関係にある者。
- ✓ 応募者等と大学等の研究機関において同一の学科、研究室等または同一の企業に所属している者。
- ✓ 応募者等と緊密な共同研究を行う者。
（例えば、共同プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆、同一目的の研究メンバー、応募者等と実質的に同じ研究グループに属していると考えられる者）
- ✓ 応募者等と密接な師弟関係あるいは直接的な雇用関係にある者。
- ✓ 応募者等の応募内容の採否又は評価が直接的な利害につながると見なされるおそれがある対立的な関係若しくは競争関係にある者。
- ✓ その他 PD 候補が利害関係者と判断した場合。

6. 守秘義務

審査は非公開で行い、選考に関わる者は、一連の選考で取得した一切の情報を第三者に漏洩しないこと、情報を善良な管理者の注意義務を持って管理すること等の秘密保持を遵守する。

評 価 基 準

1. 実施内容の妥当性

- (1) 検討 TF で策定した実施方針の目的や目標に合致した内容であるか。
- (2) マテリアルユニコーン創出の為のマクロトレンドの調査にあっては、次期 SIP 課題候補で解決すべき課題とその解決方法を抽出するための具体的で妥当な調査方法の提案がなされているか。
- (3) マテリアル関連のプラットフォームの調査にあっては、次期 SIP 課題候補において想定すべきベンチマーキングを含んだ、具体的で妥当な調査方法の提案がなされているか。
- (4) 研究実施内容で記載された各調査における要件を網羅し、これら要件を満たす具体的で妥当な調査方法の提案がなされているか。
- (5) 単に調査に終わらず、調査からの分析を踏まえ、次期 SIP 課題候補で解決すべき課題とその解決方法についての考察と実現可能性の高い具体的な提言を含んでいるか。

2. 実施計画の妥当性

- (1) 実施計画、期間の設定が適当であるか。
- (2) 経費が適当であるか。

3. 実施体制の妥当性

- (1) マテリアルユニコーン創出の為のマクロトレンドの調査にあっては、マクロトレンドとマテリアルの関連性について調査・分析し、研究開発テーマ候補の技術実現性調査、事業性・社会的受容性調査を着実に推進し、とりまとめる能力を有しているか。
- (2) マテリアル関連のプラットフォームの調査にあっては、国内外のプラットフォームの情報を調査・分析する能力を有しているか。
- (3) 調査結果からの分析、考察を踏まえ、具体的提言を含んだ調査研究報告書を作成する能力を有しているか。
- (4) 過去に類似の調査研究を実施したことがあるか。
- (5) 事業規模に対して、経理に関する体制は十分な人数・能力を有しているか。

4. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価

- (1) 次のいずれかのワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等を受けているか。
 - ✓ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定(えるぼし認定・プラチナえるぼし認定)又は一般事業主行動計画の策定

- ✓ 次世代育成支援対策推進法に基づく認定(くるみん認定・トライくるみん認定・プラチナくるみん認定)
 - ✓ 青少年の雇用の促進等に関する法律(若者雇用促進法)に基づく認定
- ※内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて評価する。

各審査基準（1. ～ 4.）に対して、次の5段階で評価を行う。

- 5点：大変優れている
- 4点：優れている
- 3点：適切である
- 2点：あまり適切でない
- 1点：不適切である